

野田市景観計画 【概要版】



令和 7 年 3 月

野田市

野田市景観計画の策定に当たって

本市は、関東平野のほぼ中央に位置し、広々とした地形条件にあります。

低層の建造物を主体とした市街地が形成され、視界を遮るものが少なく、市内の至る所から富士山を眺めることができることから、関東の富士見百景にも選定されている眺望のよい条件にあり、東に利根川、西に江戸川の大河に、南に利根運河と3方を河川に囲まれた水とみどり豊かな自然環境の中で、スポーツやレクリエーションに好適な自然景観を身近に有しています。

また、江戸時代から関宿藩の城下町や醤油醸造の地として発展し、産業や文化の面においても周辺地域の中心地として繁栄してきました。近代以降も、首都近郊にありながら都市化の進展が緩やかで、数多くの歴史的建造物や歴史的庭園などの歴史的な街並みの文化的景観に恵まれています。

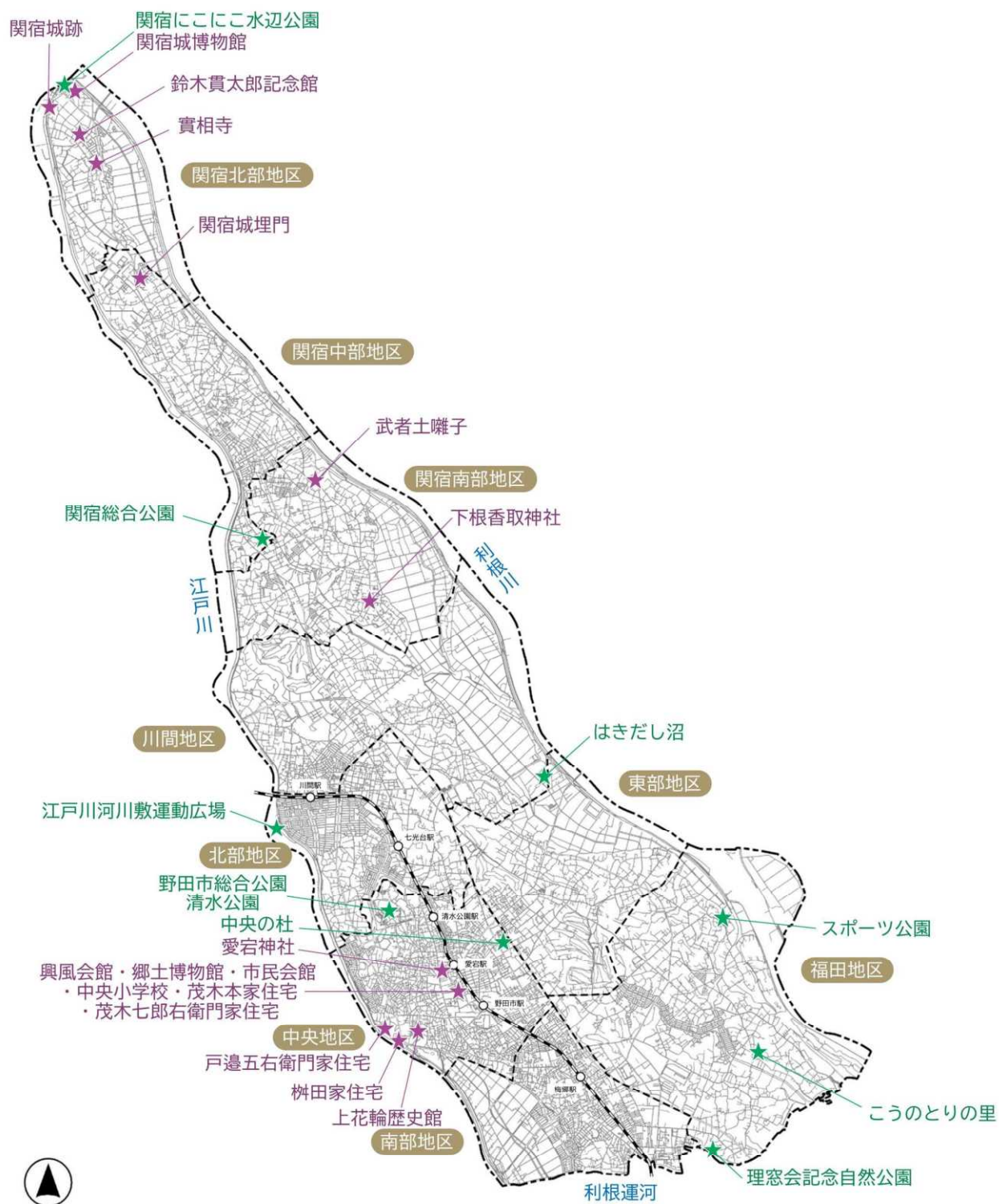
これらの景観は、本市の特徴「野田らしさ」を形作っており、保全や適正に管理していくとともに、さらに育てていくことが重要です。

本市では、景観形成の方向性を示すとともに、市民・事業者・行政が協働して、魅力と潤いある景観の形成に取り組むため、平成23年12月1日に景観行政団体に移行し、法に基づく「野田市景観計画」を策定することとしました。

本計画は、景観の形成に関する手段や考え方について、緩やかなルールを定め、協議及び誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼とするもので、地域の合意形成の進展などに合わせ適宜見直し、追加、更新していくこととします。

景観計画の区域

法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市全域で総合的に景観形成を進めるため、野田市全域とします。



景観形成の方針

ゾーン区分の考え方としては、町名・地区名などによる区分や地形による区分、都市計画・用途地域による区分の方法などが考えられますが、具体的な方針や行為制限の検討に当たっては、建築物・工作物等の用途や規模等が大きく影響することから、都市計画・用途地域を基準として、次のようにゾーン区分を図ることとします。

ゾーン	構成する用途地域	方針
住宅ゾーン	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域	方針 ・地域に残る貴重なみどりをいかした自然景観を形成します。 ・歴史・文化の蓄積をいかした景観を形成します。 ・まちづくりと合わせた新たな景観を形成します。 ・定住化を促進する魅力ある景観を形成します。 ・周辺と調和した落ち着きとゆとりある住宅地の景観を形成します。 ・空家の発生を抑制し良好な街並みを形成します。 ・清掃活動を通じたきれいな街並みを形成します。 ・健康づくりと快適さの創出に資する潤いのある道路づくりに取り組みます。
商業ゾーン	・商業地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域	方針 ・歴史・文化・産業の蓄積をいかした景観を形成します。 ・市の顔にふさわしい、にぎわいや品格ある景観を形成します。 ・まちづくりと合わせた新たな景観を形成します。 ・敷地の外周に緑化空間を創出し、周辺に配慮した景観を形成します。 ・空き店舗を活用し賑わいのある街並みを形成します。 ・健康づくりと快適さの創出に資する潤いのある道路づくりに取り組みます。
工業ゾーン	・工業地域 ・工業専用地域	方針 ・周辺景観と調和した活力ある工業地の景観を形成します。 ・敷地内や外周の緑化を推進し、自然環境に配慮した景観を形成します。 ・健康づくりと快適さの創出に資する潤いのある道路づくりに取り組みます。 ・労働の快適化に資する景観を形成します。

自然(農業) ゾーン	・市街化調整区域	方針 ・山林の景観の保全とともに、自然・地形をいかした景観を形成します。 ・多様な生物が生息する、親しみの持てる自然景観を形成します。 ・耕作放棄地の発生を抑制するような施策に取組み、良好な田園風景を形成します。 ・水田や草地・森林など適正な植生の管理に心がけます。 ・労働の快適化に資する景観を形成します。
歴史・文化 街並み ゾーン	本町通り（主要地方道結城野田線）、東町通り（市道 1160 号線）、旧女学校通り（市道 1170 号線）、弁天通り（市道 32043 号線）、市道 32047 号線、有吉町通り（主要地方道野田牛久線）に囲まれた区域内にある歴史的・文化的建造物（※）の敷地境界からおおむね 50 メートルの範囲	方針 ・歴史的建造物などのデザインを尊重し、周辺と調和した落ち着きとゆとりある街並みを形成します。 ・歴史を感じられる建築様式による意匠を原則とし、街並みとして統一感を醸成します。 ・まちづくりと合わせた新たな景観を形成します。 ・敷地の外周に緑化空間を創出し、周辺に配慮した景観を形成します。 ・市の顔にふさわしい、にぎわいや品格ある景観を形成します。 ・空家・空き店舗の発生を抑制し良好な街並みを形成します。 ・清掃活動を通じたきれいな街並みを形成します。
河川・運河 ベルト ゾーン	江戸川、利根川、利根運河の河川区域及び堤防法尻からおおむね 100 メートルの範囲	方針 ・多様な生物が生息する、親しみの持てる自然景観を形成します。 ・奥行きのある景観を妨げる建築物や工作物を抑制します。 ・水面、草地、森林が一体となった保全を行います。 ・河川堤防、橋や水上からの見え方に配慮します。

（※）歴史的・文化的建造物とは、国登録有形文化財の野田市市民会館、野田市郷土博物館、茂木本家住宅、茂木七郎右衛門家住宅及び琴平蔵、興風会館です。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

市内全域で良好な景観形成を図るため、次に示すいずれかの行為を行う場合は、法及び景観条例に基づき、市長へ届出が必要となります。

このうち、建築物の建築等、工作物の建設等を法第17条第1項に基づく特定届出対象行為（条例で定める行為）とします。

なお、届出の対象ではない建築物等についても、より良い景観の形成を目指して、本計画に定める方針や景観形成基準への配慮が必要となります。

対象行為（必須事項）	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 （建築物の建築等）	・ 地盤面からの高さが10mを超える建築物 ・ 建築面積が1,000㎡を超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 （工作物の建設等）	・ 地盤面からの高さが10mを超える工作物
開発行為	・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が3,000㎡以上のもの （住宅開発は除く）
木竹の伐採	・ 伐採面積が1,000㎡以上のもの （市街化区域は除く）

ただし、以下のような法第16条第7項に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

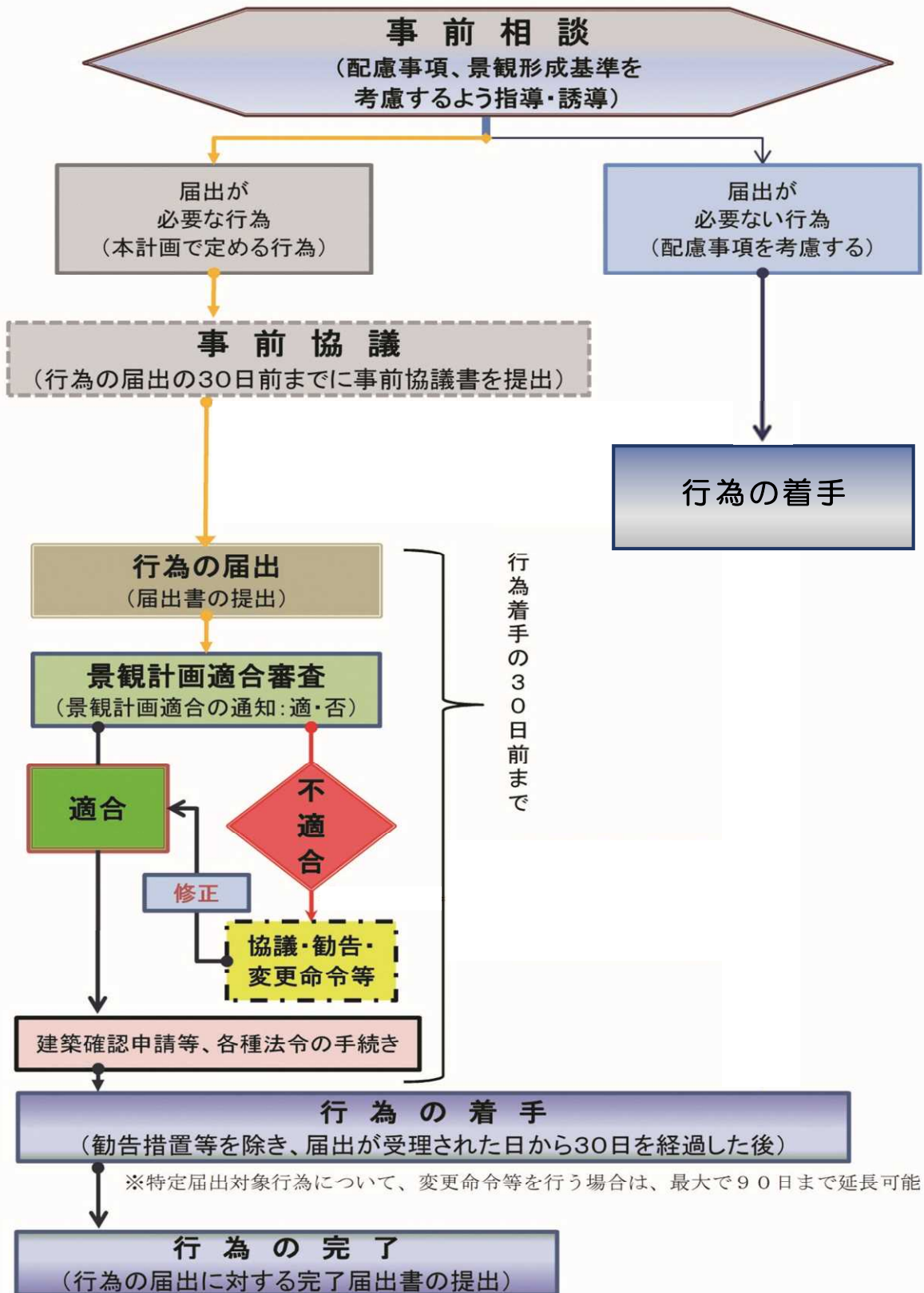
①文化財保護法や屋外広告物条例などの他法令が適用される行為

②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 届出等の手続

●行為の届出の流れ（指導・審査・勧告・変更命令等）●



(3) 景観形成基準

景観形成基準の対象となる要素は以下のとおりです。

対象	要素	内容
建築物の建築等	配置	前面道路からの後退距離など
	形態・意匠	形状、素材など
	色彩	外壁や屋根の色彩など
	建築設備	室外機や配管設備など
	外構・緑化	塀や柵、生垣、緑化など
工作物の建設等	配置	前面道路からの後退距離など
	形態・意匠	形状、素材など
	色彩	施設の色彩など
開発行為	形態	擁壁や法面の形状など
	緑化	敷地内緑化など
木竹の伐採	緑化	木竹の植栽や伐採
土石の堆積等	配置	前面道路からの後退距離など
	遮蔽	遮蔽措置、緑化など

また、各ゾーンにおいて、良好な景観を形成するため、建築物の新築等、工作物の建設等、開発行為、木竹の伐採等を行おうとする際に遵守する内容（景観形成基準）を以下に示します。

次表の右列に記した「●」印は、各ゾーンで対象となる景観形成基準を示しています。

なお、歴史・文化街並みゾーン及び河川・運河ベルトゾーン（以下歴史・河川ゾーンという。）は他のゾーンと重複しますが、景観形成基準については歴史・河川ゾーンの基準が適用となります。

①建築物の建築等

項目	景観形成基準	ゾーン					
		住宅	商業	工業	自然	歴史	河川
配置	・道路等の公共空間側は可能な限り後退させてゆとりを設けるよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・隣接して建つ建築物が近い位置にある場合は、街並みの連続性を損なうことのないよう、建築物の壁面の位置を隣り合う建築物の壁面位置に可能な限り揃えるよう努める。	●	●	●		●	●
	・周囲に圧迫感を与えない配置に努める。	●	●	●	●	●	●
	・現地形や既存樹木等をいかした配置に努める。	●	●	●	●	●	●
高さ・規模	・住宅地に近接する大規模建築物は、建築物の高さを可能な限り抑え、周辺の高さや自然環境との調和に配慮するよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方を検討し、高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。	●	●	●	●	●	●
	・周囲の街並みや眺望、自然景観との調和に配慮し、周囲に圧迫感を与えないよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。						●
形態・意匠・色彩	・周囲の建築物との連続性を保つよう努める。	●	●			●	●
	・駅周囲に建つ建築物は、外壁に質の高い素材を用いるなどして本市の「顔」にふさわしい景観を形成するよう努める。		●				
	・周囲の建築物の形態意匠や街並み全体の趣との調和や統一感を図るよう努める。	●	●				●
	・商業地においては、道路沿いの1階店舗等の外観を工夫し、賑わいの創出に努める。		●				●
	・歴史的建造物の形態意匠を尊重し、それとの調和を図るよう努める。					●	
	・色彩、素材は周辺環境との調和を図る。	●	●	●	●	●	●

形態・意匠・色彩	- 建築物の外壁や屋根に、彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 - 色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 6.0 以下 - 色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下 - 上記以外の色相は、彩度 2.0 以下 ただし、自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、また見付面積の 10% 以下の範囲で用いる場合（アクセント色）は、この限りではない。		●				
	- 建築物の外壁や屋根に、彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 - 色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 4.0 以下 - 色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下 - 上記以外の色相は、彩度 2.0 以下 ただし、自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、また見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合（アクセント色）は、この限りではない。	●		●	●	●	●
	室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するよう努める。	●	●	●	●	●	●
	室外機や配管設備等が道路等の公共空間からやむを得ず見える場合は、建築物外観と調和した色彩や囲い、緑化等により、見えにくくするよう努める。	●	●	●	●	●	●
外構・緑化	道路等の公共空間側への塀や柵の設置は避け、開放的な空間の創出に努める。		●		●		●
	垣や柵を設置する場合には、道路などに面する敷地境界からできる限り後退し、高さを抑え、自然素材を用いるなど、圧迫感や閉鎖感を軽減するよう努める。	●		●			
	垣や柵を設置する場合には、歴史的建造物の形態意匠を尊重し、それとの調和を図るよう努める。					●	
	道路等の公共空間側には、樹木や草花により植栽を施し、適切な維持管理に努める。	●	●	●	●	●	●
	大規模な駐車場では、その外周や敷地内等で緑化に努める。	●	●	●	●	●	●

②工作物の建設等

項目	景観形成基準	ゾーン					
		住宅	商業	工業	自然	歴史	河川
配置	・周囲に圧迫感を与えない配置に努める。	●	●	●	●	●	●
高さ・規模	・周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方を検討し、高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。	●	●	●	●	●	●
	・河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。						●
形態・意匠・色彩	・景観の連続性やまとまりを損ねることのないよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・工作物本来の機能を損ねることのない程度で、周囲の景観との調和を図るよう努める。	●	●	●	●		●
	・擁壁は、形態の工夫や緑化等により、威圧感や圧迫感を軽減するよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・歴史的建造物の形態意匠を尊重し、それとの調和を図るよう努める。					●	
	・色彩、素材は周辺環境との調和を図る。	●	●	●	●	●	●
	・彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ・色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 6.0 以下 ・色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下 ・上記以外の色相は、彩度 2.0 以下 ただし、他法令で定められている場合、また自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、さらには見付面積の 10% 以下の範囲で用いる場合等は、この限りではない。		●				
	・彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。 ・色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 4.0 以下 ・色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下 ・上記以外の色相は、彩度 2.0 以下 ただし、他法令で定められている場合、また自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、さらには見付面積の 5% 以下の範囲で用いる場合等は、この限りではない。	●		●	●	●	●

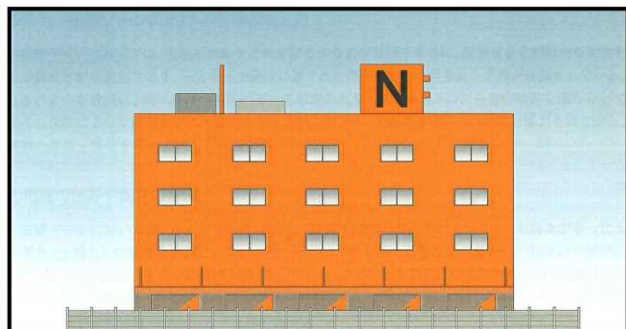
■ 住宅ゾーンの色彩イメージ



■ 商業ゾーンの色彩イメージ



■ 工業ゾーンの色彩イメージ



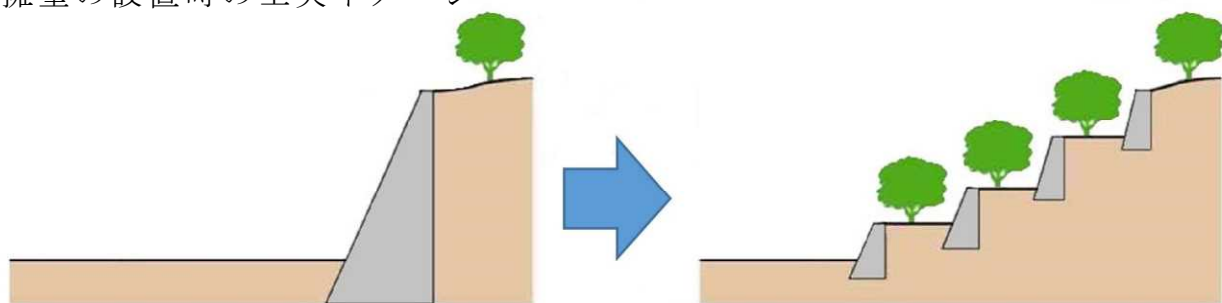
■ 自然ゾーンの色彩イメージ



③開発行為

項目	景観形成基準	ゾーン					
		住宅	商業	工業	自然	歴史	河川
形態	・現地形を可能な限りいかすよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・住宅地に近接する大規模建築物は、建築物の高さを可能な限り抑え、周辺の高さや自然環境との調和に配慮するよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・擁壁や法面の規模（高さ・長さ）を抑えるよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・擁壁や法面は、形態の工夫や緑化等により、威圧感や圧迫感の軽減に努める。	●	●	●	●	●	●
緑化	・特に景観上重要な樹木がある場合は、可能な限り保全し、計画にいかすよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・行為の結果、生じた法面等には、周囲の植生に配慮した緑化を行い、調和を図るよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・道路等の公共空間側には、樹木や草花により植栽を施し、適切な維持管理に努める。	●	●	●	●	●	●

■ 擁壁の設置時の工夫イメージ



④木竹の伐採

項目	景観形成基準	ゾーン					
		住宅	商業	工業	自然	歴史	河川
緑化	・木竹の伐採を避ける。やむを得ず伐採する場合は、伐採する土地の面積は必要最低限とし、周囲の景観への影響が可能な限り小さくなるようにする。また、みどりの連続性が途切れないようにし、周辺の植生にあった樹木の植栽を施し、適切な維持管理に努める。				●		●

⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
配置	・道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。
遮蔽	・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。
	・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努め、塀の構造は一部が透視できるものとする。

宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づく許可等と連携し、以下の基準を遵守するよう指導していきます。

⑥太陽光発電施設の設置

本市では、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づいて豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的に規制、誘導していますが、太陽光発電施設の設置を行う者に対して、条例に基づく許可と連携し、以下の基準を遵守するよう指導していきます。

項目		景観形成基準
太陽光パネル	配置	・道路等の公共空間側は可能な限り後退させてゆとりを設けるよう努める。 ・文化財等との接近を避ける又は樹木等による緩衝帯を設ける。
	形態・意匠	・太陽光パネル部分は、低反射性又は防眩性の高いものを使用する。 ・太陽光パネル部分は、模様が目立たないものを使用する。
	色彩	・太陽光パネルの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。 ・太陽光パネルのフレームの色彩は、パネル部分と同色か、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
附属設備	色彩	・太陽光発電設備の附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）は、低彩度で統一するなど、周辺の景観と調和した色彩とする。
緑化		・樹木の伐採は、必要最小限とし、既存樹木等の保全をする。

(4) マンセル値について

●色の表示方法

赤や青、黄などの色名による表現はとらえ方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、色の表示方法の一つにJIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」があります。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(色合い)」、「明度(明るさ)」、「彩度(鮮やかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

●色相は、色合いを表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

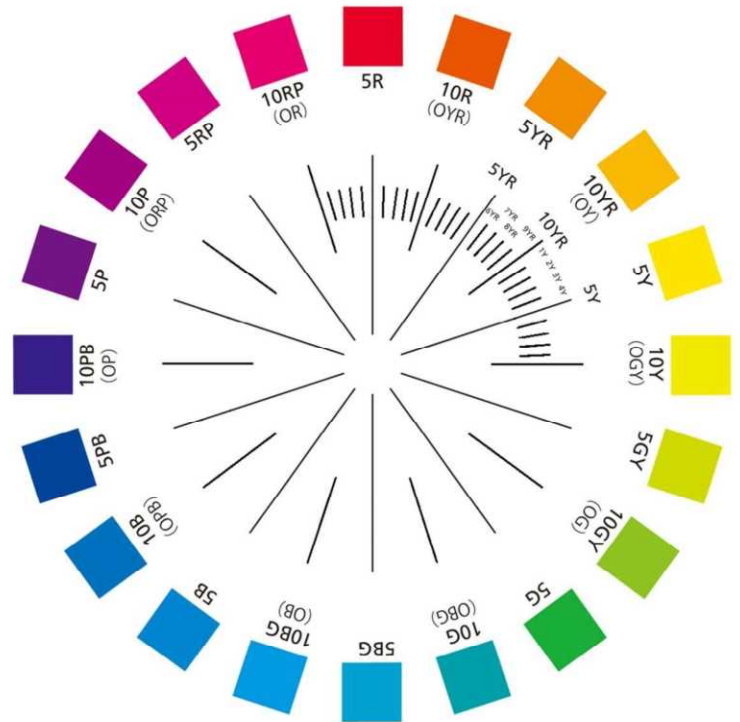
●明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青は8程度です。

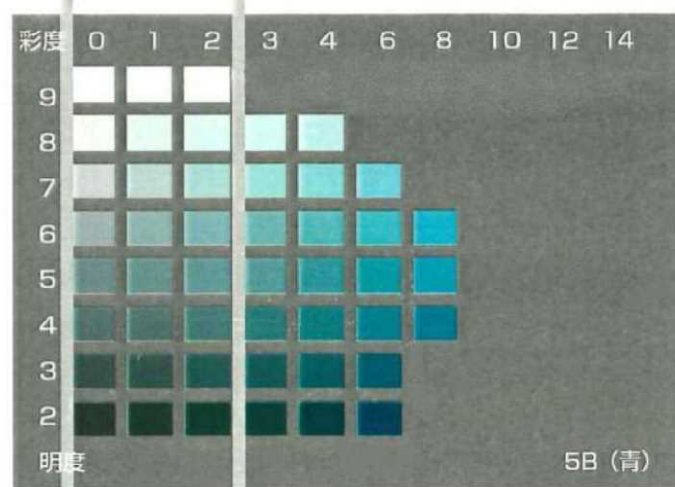
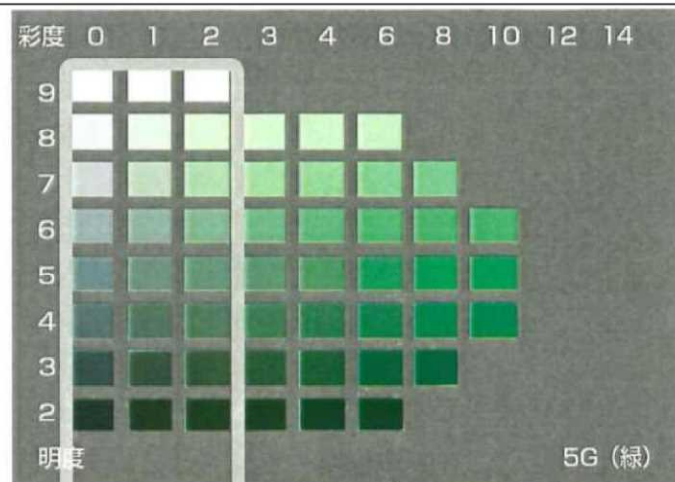
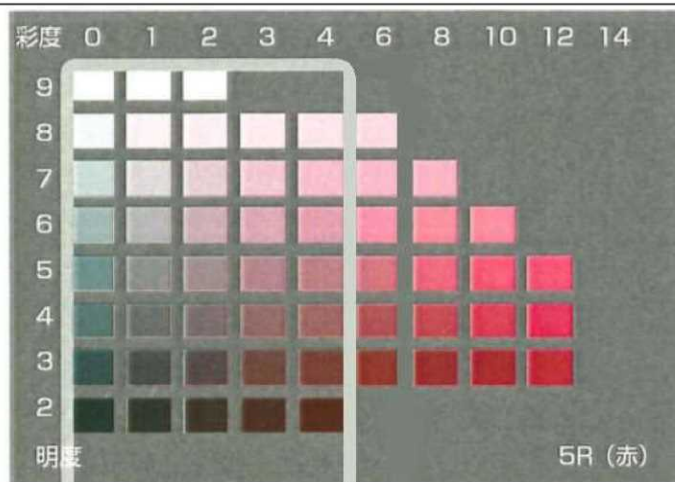
●マンセル値は、これらの属性を組み合わせる記号です。

有彩色は、7.5R4/14のように、色相、明度/彩度を組み合わせる記号で表し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせる記号で表します。

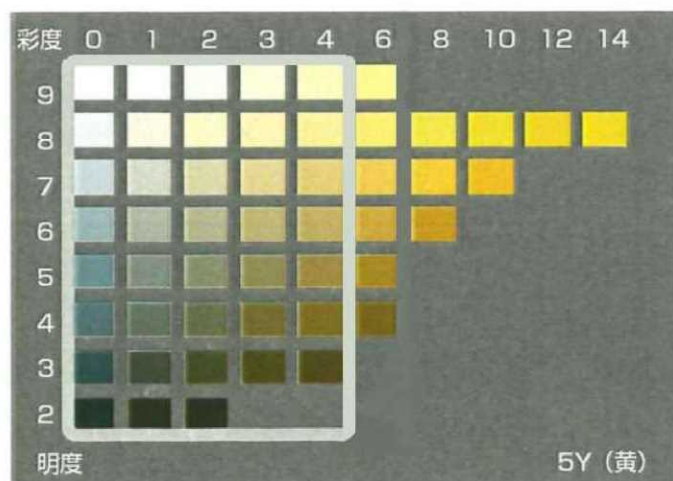
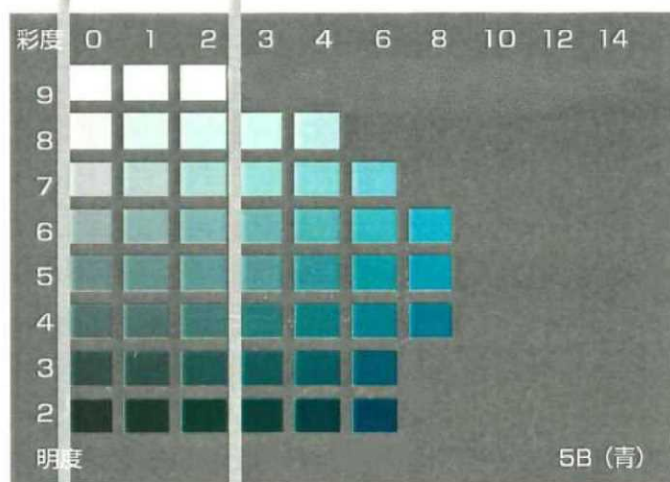
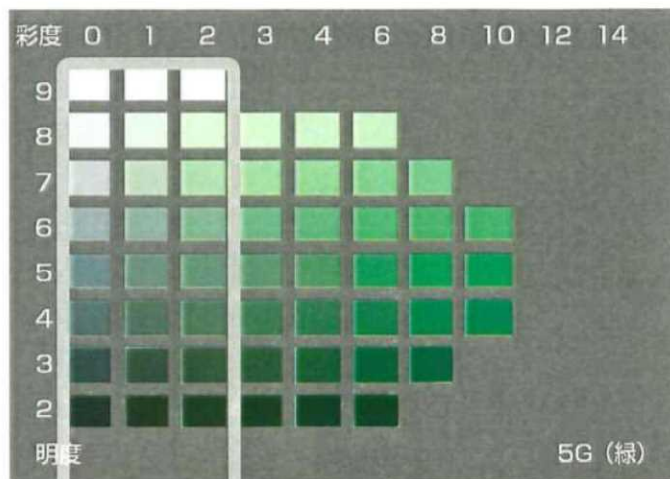
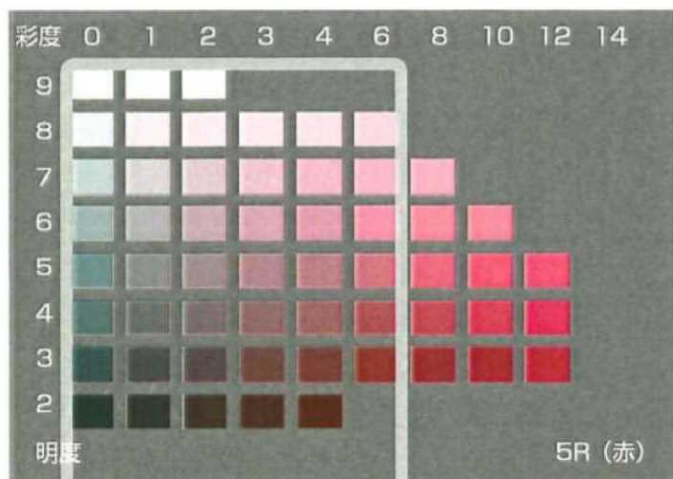


(出典：千葉県 景観形成基準の例)

景観形成基準における建築物及び工作物の彩度・明度
(住宅・工業・自然・歴史・河川ゾーン)



景観形成基準における建築物及び工作物の彩度・明度（商業ゾーン）



市民・事業者・市の役割

良好な景観形成を推進するために、市民・事業者・市のそれぞれが主体性を持つとともに、地域の魅力的な景観を形成する上で、特色のある手作りの景観づくりに向け連携・協働していくことが大切です。

市民・事業者は、身近な生活や事業活動の中での美化活動や各地域での魅力的な街並みの形成に気を配るなど、景観まちづくりを意識した取組が必要です。また、市が実施する景観に関する施策への協力も重要となります。

景観行政団体である本市は、景観に関する周知や公共施設等の整備による景観づくりを意識するとともに、市民・事業者が良好な景観の街並みの形成に円滑に取り組めるよう活動を支援、推進します。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、日頃から景観への関心を持ち、自らが「野田らしさ」を形づくる主体であることを認識し、身の回りの小さなことから、地域におけるまちづくり活動など、景観を意識して生活することが重要です。

自宅からの眺望がきれいだと日々の生活が豊かになり、庭先を緑化し、草刈りするなど園芸を楽しむことや、自治会やPTAなどの地域での花壇づくりや清掃活動を通じたまちの美化活動に参加することは、地域の良好な景観形成につながります。

また、日常の散歩やサイクリングなどの様々なスポーツ活動において、景観を積極的に活用することも大切です。

市が実施する景観形成に関する施策に協力していただき、景観に関わる機会や取組の実践などへの積極的な参加や自主的にまちづくり活動等を行う市民団体への参加など、地域課題を自分たちが主体となって解決していくまちづくりへと活動を広げていくことを目指します。

また、自分の土地は不法投棄等をされないよう、自らが適切に管理するよう努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、基本方針にのっとり、自らの事業活動が景観を構成する重要な要素であることを認識し、地域住民の理解を得ながら、周辺の景観に配慮した取組を行うよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力します。また、景観の形成に関わる機会や取組の実践などに積極的に参加します。

(3) 市の役割

市は、市民及び事業者の景観まちづくりに対する意見、要望等を反映させ、意識を高める機会を増やし、良好な景観形成にかかる施策を展開し、先導して推進する役割を担うとともに、国や県に働きかけ、景観に配慮した公共施設の整備や維持管理の取組みに努めてまいります。

景観形成に関する施策として、市民や事業者への意識啓発として、市報やSNSなど、様々なツールを用いて、良好な景観に関する情報を提供していくとともに、緑地の維持管理、不法投棄されない土地の管理方法等について、専門家の派遣制度を活用した市民向け講座などを開催していきます。

また、景観に携わる市民活動団体等を育成するとともに、景観整備機構の指定制度や良好な景観の形成に寄与した個人、団体等への表彰制度を設け、市民や事業者が景観への関心を高めるよう、市が先導的な役割を果たしてまいります。

野田市景観計画
【概要版】

野田市建設局都市部都市計画課
〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1
TEL 04-7123-1193
FAX 04-7122-1558
<https://www.city.noda.chiba.jp/>
